

## 診断書強要行政訴訟控訴審判決勝利声明

本日（2025年10月8日）、東京高裁は「令和7年（行コ）第15号 不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求控訴事件」（診断書強要行政訴訟控訴審）において、私たちの主張を認めた東京地裁判決を維持し、国の控訴を棄却する判決を示した。

この判決は、労働組合の団体交渉開催の申し入れに対して、会社は団体交渉に応じなければならないという、憲法28条に謳われる団体交渉権及び労組法第7条の趣旨に則った、当然の判断であり、高く評価できるものである。

今次闘争は、年休取得の際に診断書提出を要求された組合員の「年休に診断書はいらないだろう」の声で始まった。会社が就業規則を歪曲して「診断書」の提出を強要してきたことに対して、私たちはその誤りを正すことを求めて団体交渉の申し入れをしたが、会社は労働協約の条文に定めた団交事項ではないとして団体交渉開催を拒否したのである。

更に会社は、私たちが都労委に救済申し立てを行った後、秋の協約・協定改訂団交や春闘の賃金団交の場でこの問題を取り扱おうとした。当然にも私たちは「協約団交や賃金団交のついでで取り扱うのではなく、個別に団交を行って議論する課題だ」と主張したが会社は依然として団交開催を拒否した。

本控訴審での争点は、一点目に団交事項は労使間で締結している基本協約第250条に定める6項目に限定されるのか否か。義務的団交事項にあたるものは団交事項になるのか否か。二点目に労使間で発生した問題の解決は団体交渉ではなく「幹事間折衝」で議論することが労使慣行とされてきたのか否かであった。

国と会社は、本控訴審で第一審における主張を翻した。これまで基本協約第250条で定めた6項目以外は団体交渉事項にあたらず、その場合は団体交渉を開催しないと主張していたにもかかわらず、控訴審で国は、「まずは、幹事間折衝を行い、それで解決できなかった時には協約改訂交渉又は新賃金交渉の場で協議するまでの団交を延期されることが許されるかが問われた事案である。」とし、会社は「基本協約第250条は、基本協約等の適用及び解釈について、団体交渉を永続的に拒否するものではなく、その開催時期を特定したのみである。」としたのである。このような主張は団体交渉開催拒否を当然としてきた主張の誤りを自ら認めたということを意味する。

ところが会社は、2025年4月11日に開催した新幹線地本と新幹線鉄道事業本部との経営協議会で基本協約第250条について、「条文に照らし合わせて付議事項とならなければ団体交渉は行わない」とまたしても従来の主張を行ったのである。国と会社の「開催時期の問題だ。」との主張は争点をスリ替えるための虚偽主張であることは明白だ。

今回の判決により、これらの争点も私たちの主張が全面的に認められた。会社は判決を真摯に受け止め、労働組合が団体交渉開催を求めた場合は、団体交渉を開催しなければならないのである。

私たちは、今後もJR東海の労働組合軽視、否、労働組合敵視の態度を正すために労働組合としての闘いを更に邁進する。今次闘争に協力していただいた、組合員・関係者・弁護団に対する感謝を改めて表し、今次闘争の完全勝利を高らかに宣言する。

2025年10月8日

JR東海労働組合  
中央本部  
新幹線地方本部